

| | |
|-------------------|--|
| 法改正 情報 | 2026年度版 よくわかる社労士 合格するための 過去10年本試験問題集3 健保・社一 |
|-------------------|--|

11873

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

| 科目 | P | 行等 | 改正前 | 改正後 |
|----|-----|--|---|---|
| 社一 | 266 | 2 問17 4行目 | 後期高齢者支援金等賦課額 <u>及び</u> 介護納付金賦課額の合算額 | 後期高齢者支援金等賦課額、 <u>介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額</u> の合算額 |
| | 267 | 2 答17 3～5行目 | 基礎賦課額 <u>及び</u> 後期高齢者支援金等賦課額 <u>並びに</u> 介護納付金賦課額の合算額 | 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、 <u>介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額</u> の合算額 |
| | | 2 答17 <u>プラスα</u> 2行目 | 後期高齢者支援金等 <u>及び</u> 介護納付金の納付に要する費用 | 後期高齢者支援金等、 <u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金</u> の納付に要する費用 |
| | | 2 答17 <u>プラスα</u> の最終行の下に次の内容を追加してください。 | 「子ども・子育て支援納付金賦課額」…国民健康保険料賦課額のうち、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額 | |

以 上

法改正 情報

2026年度版 よくわかる社労士 合格するための 過去10年本試験問題集3 健保・社一

11873

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

| 科目 | P | 行等 | 改正前 | 改正後 |
|----|-----|-------------------------------|-------------------|---|
| 健保 | 14 | 4 問 15 3 行目 | 3分の1に相当する額までは、 | 3分の1に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額までは |
| | 20 | 5 問 10 下から 3 行目 | 12分の2に相当する額とを合算した | 12分の2に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した |
| | 120 | 最新問題 28 問 1 下から 3 行目 | 30条の11の規定 | 30条の11第1項の規定 |
| | 122 | 28 問 6 2 行目 | 厚生労働大臣が行い、指定の日から | 厚生労働大臣が行い、原則として*1、指定の日から |
| | 124 | 28 問 7 2 行目 | 診療所は、指定の日から | 診療所は、原則として*1、指定の日から |
| | 125 | 28 答 7 4 行目 | 診療所を除く。) について | 診療所及び3年以内の期限を付して保険医療機関の指定をされている診療所を除く。) について |

| 科目 | P | 行等 | 改正前 | 改正後 |
|----|-----|-----------------------|-------------|---|
| 健保 | 125 | 28 答 8 下から 1 行目 | 診療所を除く。)又は | 診療所及び3年以内の期限を付して 保険医療機関の指定をされている診 療所を除く。)又は |
| | 128 | 29 問 3 2 行目 | 場合には、当該診療所は | 場合には、原則として ^{※2} 、当該診療所 は |

※1 都道府県知事は、医療法の規定により外来医師過多区域において診療所（病床を有しないものに限る。）を開設しようとする者に対して、一定の場合には、地域において特に必要とされる外来医療（地域外来医療）の提供に係る要請等を行うことができるが、その者がこれに応じなかった場合等においては、厚生労働大臣は、保険医療機関の指定を行うに当たって、3年以内の期限を付することができる。この場合は、保険医療機関の指定の効力の期間は、6年ではなく、当該「3年以内」の期間となる。

※2 診療所の開設者が、上記※1の要請を受け、これに応じなかった場合は、設問の保険医療機関の指定のみなしの規定は適用されない。

以 上